

グリーン・ツーリズム関連施設 開設の手引き



令和元年（2019年）8月
北海道農政部

はじめに

グリーン・ツーリズムとは、「農山漁村において自然や文化、そこに暮らす人たちとの交流を楽しみながら、ゆっくりと休暇を過ごす滞在型の余暇活動」のことです。

農村のグリーン・ツーリズムは、都市住民が農村の自然や文化に触れ、地域の人々との交流を通じて、農業・農村への理解促進に大きな効果をもたらすほか、地域の活性化や産業振興、さらには子どもたちの教育といった様々な効果が期待されています。

こうした中、農業者の高齢化や規模拡大により、農作業体験を伴う農家の宿泊施設や、農業者が自ら生産した農作物で作った料理を振る舞う農家レストランなどの、グリーン・ツーリズム関連施設の新・増設が停滞している状況にあります。

この手引きは、こうした取組みに関心のある方々へ向けて、グリーン・ツーリズム関連施設を開設する際に必要な手続きなどの説明や相談対応の参考となるよう、その概要をまとめたものです。

民宿や農家レストラン、農産物加工施設の開設には、その内容により様々な法律にかかる許可や届出が必要になります。まずは市町村や振興局、保健所などの窓口で事前に相談をして、関係する法律や手続きを確認することが、施設開設への近道です。

また、実際にグリーン・ツーリズムに取り組んでいる地域へ出向き、体験することもおすすめです。実践者のお話を聞くことで、開設までの道のりや施設のPR方法などが具体的にイメージしやすくなるはずです。なにより、グリーン・ツーリズムに取り組んでいる仲間がいることを知れば、自分の取組みのモチベーションにもつながることでしょう。

この手引きが、少しでも、新たにグリーン・ツーリズムに取り組む方の手助けになれば幸いです。

目次

グリーン・ツーリズム関連施設開設に向けて	3
農家民宿	3
農家民泊	1 1
農家レストラン	1 4
農畜産物加工施設	1 6
農畜産物直売所	1 8
体験施設	2 1
市民農園	2 3
動物（家畜を含む）及び畜産物を扱う施設の留意事項	2 6
関連施設開設Q&A	2 8
問い合わせ先	3 0
グリーン・ツーリズムに関する法律・条例	3 3

グリーン・ツーリズム関連施設開設に向けて

農家民宿

● 民宿と民泊を取り巻く法律について

グリーン・ツーリズムの推進にとって重要な役割を担っている農家民宿については、その経営を安定的なものにし、開業しやすい環境を整備するため、これまで様々な規制緩和が図られてきました。それに加えて最近では、急増する外国人観光客（インバウンド）に対応するため“旅館業法”が改正されたり、“住宅宿泊事業法（民泊法）”という法律が成立したりと、いわゆる“民宿・民泊”に関する扱いが複雑になっているように見えます。

そこで、まずは一度農家民宿・農家民泊にかかわる法律について整理をしたいと思います。

◎ 民宿と民泊の違い

まずそもそも、民宿と民泊の違いは何なのでしょう。

民宿と民泊の違いを一言で表すと、「旅館業法の営業許可の有無」です。「旅館業法の営業許可を取得した簡易宿泊施設」が民宿、「住宅宿泊事業法に基づく届出を行った住宅宿泊事業を行っている住宅」が民泊となります。「旅館業法の営業許可」とは、次のページの表の「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」「下宿営業」の区分について、人を宿泊させて宿泊料を徴収するのに必要な許可のことです。住宅宿泊事業法の施行以前は、民泊で宿泊料を徴収することはできませんでした。しかし、住宅宿泊事業法の施行で、「旅館業法の営業許可」をとる以外にも、人を宿泊させて宿泊料を徴収できる手段が増えたこととなります。

◎ 民宿と民泊に関連する法律

実は法律上、民宿という言葉はありません。旅館業法には、2019年8月現在「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」「下宿営業」の3つの区分があり、施設の様式や許可に必要な要件などが違います。民宿は、この中の「簡易宿所営業」の許可を受けた施設の中に該当します。

2016年には旅館業法の規制緩和が行われ、3つの営業区分のうち、簡易宿所営業の許可が取りやすくなりました。訪日外国人急増によるホテル不足への対応と、全国で増加する空き家の有効活用が目的でした。2016年からの主な規制緩和として、客室の延床面積の

規定の緩和（宿泊者数に関わらず3.3㎡以上必要だったのが、宿泊者数が10人未満なら、3.3㎡×宿泊者数の面積で認められるようになった。）があげられます。

では、旅館業法と民泊にはどのような関係があるのでしょうか。

2008年頃からインターネットの仲介サイトを通して、外国人観光客に個人宅を貸し出す新しいビジネスモデルが登場しました。この頃は一般の民家に泊まることを単に「民泊」と呼んでいました。そして、これを従来の旅館業法で規制すると、ほとんどの個人宅は要件を満たせません。結果、旅館業法の営業許可を受けないまま宿泊料を受け取る、いわゆる違法民泊が増えてしまいました。

この問題に対応するためにも、旅館業法の改正が行われてきたわけですが、さらなる適正な民泊の運用のため、2018年6月から新たに施行されたのが、住宅宿泊事業法（民泊法）なのです。民泊法は、先ほど解説した旅館業法における3つの営業区分にあてはまらない、新しい営業区分「住宅宿泊事業」を定めた法律です。宿泊料をいただいて人を宿泊させるには、必ず旅館業法の許可が必要でしたが、住宅宿泊事業では都道府県等に届出をすることで宿泊料をいただくことができるのです。

法律	区分	内容	行政への申告の種類	客室延床面積の規制	フロントの設置
旅館業法	旅館・ホテル営業	洋式又は和式の構造及び設備を主とする施設を設けてする営業。	許可	あり(7㎡以上/室)	必要
	簡易宿所営業	宿泊する場所を複数人で共有する構造及び設備を設けてする営業。	許可	あり(10人以上なら33㎡、10人未満なら3.3㎡×宿泊者数)	望ましい(自治体によっては必要な場合もある)
	下宿営業	1月以上の期間を単位として宿泊させる営業。	許可	あり(4.9㎡以上/室)	必要
住宅宿泊事業法	住宅宿泊事業	上記の区分以外のものが宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業。	届出	あり(延床面積3.3㎡/人)	宿泊者の名簿を作成・保存できれば不要

ただし、住宅宿泊事業の場合、その営業日数は180日以内にはしないといけません(条例によって、さらに制限がかかる可能性もあります。)。180日を超えた営業をしたい場合は、

旅館業法の営業許可を取る必要があります。

北海道における民泊の取扱いについては、道の経済部観光局が「北海道民泊の手引き」を公開しています。詳しくはそちらをご覧ください。

● 農家民宿（ファームイン）の特徴

農家民宿は、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤設備の促進に関する法律」（通称：余暇法）において「農林漁業体験民宿」といい、次のように定義されています。

農林漁業体験民宿業とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業をいう。

余暇法は、グリーン・ツーリズムの推進にあたり農山漁村地域の受入体制整備について定めた法律です。「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」を提供する民宿を、農家民宿と呼ぶのです。では、「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」とは何なのでしょう。以下に具体例を示します。

農（林・漁）業を教え体験させる

田植えや稲刈りなどの体験をさせます

農（林・水）産物の加工や調理を教える

そば打ちや工芸品作りなどの体験をさせます

農山漁村の暮らしや文化を伝える

地域の実情や暮らしぶりなどについて教えます

実際の農地、森林、漁場を案内する

田んぼや畑などの農業資源を案内します

農林漁業に関する施設を利用させる

体験農園や特産品直売所などを利用させます。

上記のサービスをあっせん、紹介する

6つ目の「サービスのあっせん」も、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務とされているので、近隣の農林漁業者や農林漁業体験施設と連携し、体験をあっせんすることで農家民宿を開設することも可能です。

また、以前は農家民宿を開設できるのは「農林漁業者」に限定されていました。しかし、2016年4月から、農林漁業者以外の人でも、農家民宿を開設できるようになりました。

◎ 農家民宿ならではの規制緩和

農家民宿の開設にあたっての規制は、実は10年以上前から緩和されていきました。以下にその内容をまとめます。

旅館業法（平成15年適用）

広くない客間一間からでも農家民宿を開設できるように。

簡易宿所の客室延床面積の基準の撤廃

道路運送法（平成15年通知）

農家民宿のサービスの一環として行う宿泊者の送迎は、タクシー営業のような許可はいらない。

宿泊者を農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務のために送迎することが可能であることの明確化

建築基準法（平成17年通知）

右のすべてに当てはまるとき、耐火壁、非常用照明装置などの設置が不要。

- ・住宅の一部を農家民宿として利用
- ・客室延床面積が33㎡未満
- ・客室からの避難に特別支障がないとき、同法上「住宅」となる

農地法（平成17年通知）

農業生産法人でも農業関連事業として、農業体験施設や民宿の経営ができるように。

農業生産法人の行う農業関連事業の拡大

消防法（平成19年通知）

消防長等が適切な防火体制が行われると認めれば、「誘導灯」「火災報知設備」などの設置が不要。

消防用設備等の柔軟な対応

旅行業法（平成19年通知）

農家民宿が、宿泊とセットで体験サービスを販売・広告する場合は許可が不要。

農業体験のツアーを販売・広告するのは同法に該当しないことの明確化

このほかに、国の構造改革特区制度を活用して、農家民宿に関して酒税法の特例措置などの規制緩和を受けることができます。具体的には、農家民宿等を営む農業者が、特区内の自己の酒類製造場で「どぶろく」「果実酒」を作る場合、最低製造数量基準（1年間に作らなければいけないお酒の量）が撤廃されます。2019年現在、北海道でこの特例措置が受けられるのは、「どぶろく」については、長沼町、新篠津村、上富良野町、「果実酒」については、余市町、ニセコ町、仁木町になります。

さらに、北海道独自の規制緩和として、北海道チャレンジパートナー特区という制度があります。農家民宿を核としたグリーン・ツーリズムを促進することを目的として、特区に認定された市町村においては、食品衛生法に関してさらなる規制の緩和が適用されます。具体的には、営業施設を家庭用台所として兼用しても良い、調理場と客席に仕切りを設けなくても良い、調理場のシンクは1つでも良い（食事の提供数や種類による）があげられます。2019年現在、長沼町と余市町が特区に認定されています。

詳しくは、市町村や道の総合政策部地域政策課に相談してみましょう。

● どのようなタイプにしますか？

農家民宿には宿泊と食事により次のようなタイプが考えられます。

宿泊タイプ	内容	利点	欠点
民宿タイプ (家主同居型)	個人の住宅に客を宿泊させるタイプ。	<ul style="list-style-type: none"> ・投資が少なくすむ ・宿泊客と交流しやすい ・労働面での負担が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・収容数が少ない ・プライバシーの確保が難しい ・幅広い集客がしにくい
別荘タイプ (家主別居型)	住宅とは別棟の建物に、1棟ずつ客を宿泊させるタイプ。	<ul style="list-style-type: none"> ・客への対応が比較的楽 ・宿泊客の自由度が高い ・中規模グループにも対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資が多くなる ・宿泊客と交流しにくい ・管理が行き届きにくくなる
ペンション (ゲストハウス)タイプ	宿泊部屋を複数設置した建物に客を宿泊させるタイプ。専門の宿泊施設に近いタイプ。	<ul style="list-style-type: none"> ・収容数が多い ・宿泊客と交流しやすい ・収益性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資が多くなる ・休業の設定が難しい ・時間が不規則になる

食事タイプ	内容
食事提供タイプ	食事を提供するタイプ。旅館業の営業許可とは別に、食品衛生法に関係する、飲食店営業許可が必要です。
共同調理タイプ	食事を宿泊客とともに共同で調理するタイプ。この場合、飲食店営業許可は必要ありません。
素泊まりタイプ	食事を提供しないタイプ。この場合、経営者が近くのレストランに宿泊客を案内することも考えられます。

● どんな手続きが必要ですか？

農家民宿をやりたいと考えている方には、別棟の施設を設置してお客さんが自分で食事を作って食べる、または、我が家を増改築してお客さんと一緒に食事をしていろんなふれあいを持ちたい、などそれぞれ構想があると思います。しかし、宿泊させるには旅館業法の営業許可、食事を提供するのであれば、食品衛生法の営業許可が必要となります。他にも実際に営業を行う際に関わってくる制度や法律もあります。

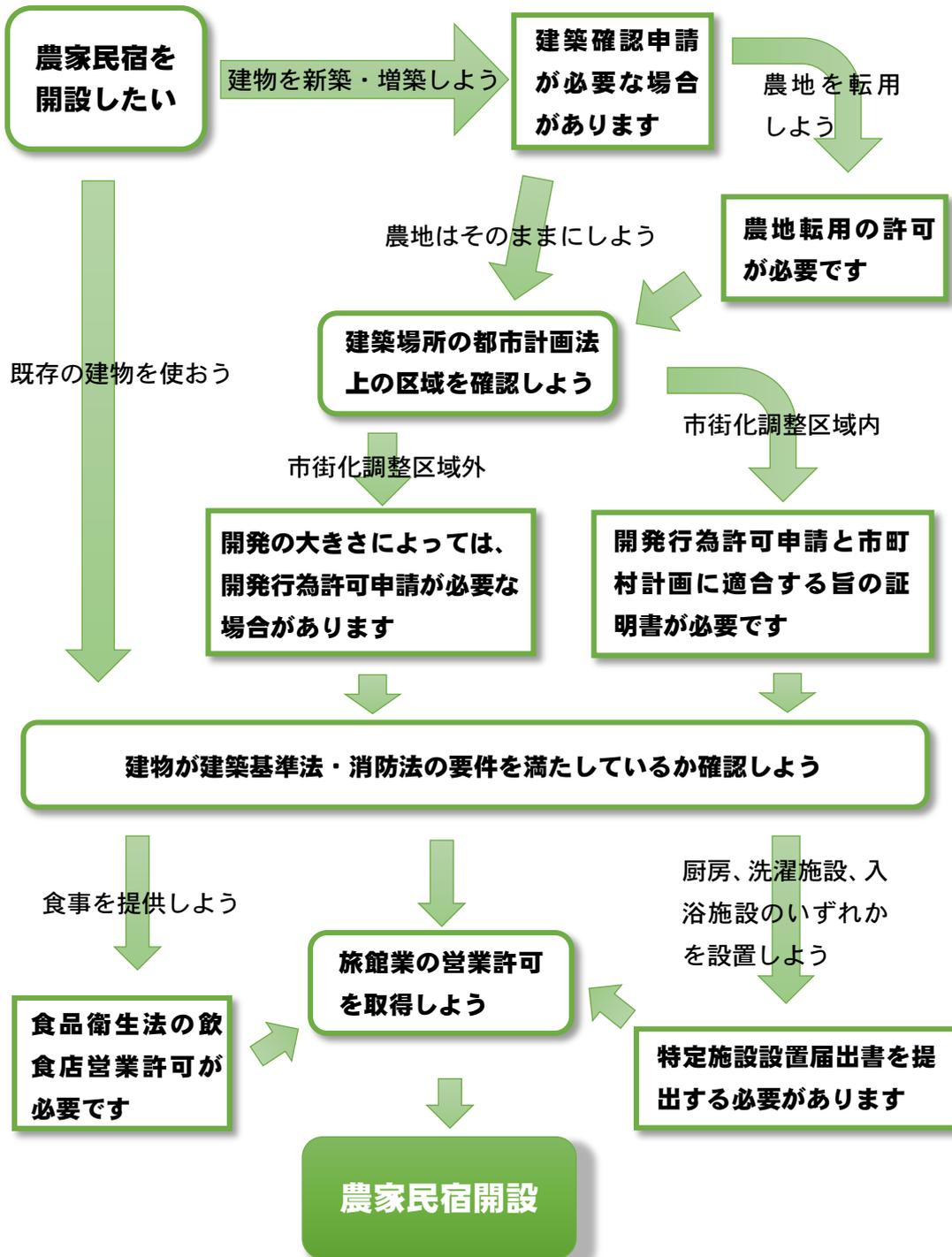
次のページのチェックシートとフローチャートを参考に、どのような手続きが必要なのか、確認しておきましょう。

◎ 農家民宿開設のためのチェックシート

関係法令	チェック欄	必要手続き・書類等	相談窓口
旅館業法	<input type="checkbox"/> 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務（5ページ）を提供する	「旅館業経営許可申請書」と「農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供内容を記載した書面」を保健所に提出しましょう。	市立保健所、道立保健所、道食品衛生課
農地法	<input type="checkbox"/> 農地である場所に新築・増築を行う <input type="checkbox"/> 農地が農振農用地区域・集团的優良農地等である	農地転用の許可が必要です。 原則これらの農地転用は許可されませんが、農家民宿等は個別案件ごとに検討、許可される可能性があります。	農業委員会、振興局農務課、道農地調整課
都市計画法	<input type="checkbox"/> 開発行為（建物の建設等）を行う 次のいずれかに該当する場合、開発許可が必要です <input type="checkbox"/> 市街化区域で 1000 m ² 以上の開発 <input type="checkbox"/> 非線引き都市計画区域・準都市計画区域で 3000 m ² 以上の開発 <input type="checkbox"/> 区域外で 1 ha以上の開発 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域での開発	「開発行為許可申請書」を作成する必要があります 「開発行為許可申請書」に「市町村計画に適合する旨の証明書」を添付する必要があります。	振興局建設指導課、道都市計画課
建築基準法	次のすべてに該当する場合、規制緩和の対象となります。 <input type="checkbox"/> 農林漁業体験民宿である <input type="checkbox"/> 住宅の一部を利用する <input type="checkbox"/> 客室延床面積が 33 m ² 未満 <input type="checkbox"/> 各客室から外への避難に支障がない	法律に基づく「旅館」としての基準（耐火構造の間仕切り壁、非常用照明装置の設置など）は適用されません。 （増改築を行うときは、「建築確認申請」が必要になる場合があります。）	振興局建設指導課、道建築指導課
消防法	次のすべてに該当する場合、規制緩和の対象となります。 <input type="checkbox"/> 住宅の一部を利用する <input type="checkbox"/> 農家民宿部分の延床面積が 50 m ² 未満 <input type="checkbox"/> 農家民宿部分が住宅全体の 1/2 未満	消防法に基づく「旅館」としての基準（スプリンクラーや避難器具の設置など）は適用されません。 また、いずれの場合も「消防法令適合通知書交付申請」を行う必要があります	消防署
食品衛生法	<input type="checkbox"/> 食事を提供する	「飲食店営業許可申請」が必要です。その際、厨房平面図や食品衛生責任者設置届けなどが必要です。	市立保健所、道立保健所、道食品衛生課
水質汚濁防止法	<input type="checkbox"/> 公共用水域（河川、湖沼、港湾など公共の用に供される水域など）に排水する（規模要件以上の）厨房施設、洗濯施設、入浴施設のいずれかを設ける	「特定施設設置届出書」を提出する必要があります。	振興局環境生活課、道循環型社会推進課等

各法律に関する手続きや要件は、主なものを記載しています。詳しくはそれぞれの問い合わせ先に相談しましょう。

◎ 農家民宿開設のためのフローチャート



このフローチャートはあくまで参考です。手続きによっては順番が前後することや、新たな手続きが必要となることも十分考えられます。詳しくはそれぞれの問い合わせ先と相談しましょう。

● 農家民泊で教育旅行生を受け入れる

この手引きにおける農家民泊とは、地域協議会等が実施主体となり、協議会等に参加し、体験学習を伴って教育旅行生を受け入れるもの（旅館業法に基づく許可や住宅宿泊事業法に基づく届出をしていないもの）です（教育旅行とは、修学旅行、遠足、課外活動などの総称です。）。

農家民泊は、3 ページ以降で解説した農家民宿とは異なりますので、宿泊料をいただくことはできませんが、農作業体験などの体験料をいただくことができます。ここで言う農作業体験とは、収穫体験のほか、現場の作業の様子を見てもらうなどの簡易なものも含まれます。

厚生労働省の「無償で宿泊させる場合の旅館業法の適用について」（平成23年2月24日付健康局生活衛生課長通知）により「教育旅行など生活体験等を行い、無償で宿泊させる民泊の場合は、同法律の規定上適用除外である」ことが示されています。つまり、農業などの体験を提供する農家民泊は、旅館業法の営業許可をとらずに行うことができるということとです。

**農家民泊は旅館業法の営業許可を取らず、教育旅行生等を受け入れ、宿泊料を受け取らず、提供に応じた体験料をいただくことができます。
地域協議会等に入れば、各種法律の手続きをせずに開設できる。**

ただ、生徒を宿泊させる以上、最低限の衛生管理などは当然必要です。そのため道では、地域協議会等に農家民泊を行うにあたって取り決めておくべき事項を明示した通知（平成24年4月2日付農政部長水産林務部長連名通知）を発出しています。（次表 A~C）

● どんな手続きが必要ですか？

農家民泊の場合、農林漁家にとって必要な手続きは、受入れのための地域協議会等に参加し、必要な講習を受けることで、農家民宿開設の際に必要な手続きはありません。一方、食事の提供に関しては、食品衛生法に基づく許可が必要ですが、生徒たちが自ら調理する、または生徒たちと共同で調理するのなら食品衛生法の許可をとらずに行うことができます（次表 A）。協議会に参加した後は、その協議会等からの協力要請により受入れを行います。

次からの表は、道が示している、協議会等が取り決めておくべきこと、受入農林漁家がやらなければならないことをまとめたものです。

(表 A)

	協議会等	農林漁家
地域協議会等の組織に関すること	組織の規約や、緊急時の対応や準備などを定めた受入マニュアルを作成する必要などがあります。	協議会等に参加しましょう。
安全の確保に関すること	事前に学校側と協議し、農林漁家と講習会を開くなどして、安全を十分確保する必要があります。(表 B)	家庭用消火器の準備や、生徒たちへ避難経路の案内などを事前に行いましょう。
衛生の確保に関すること	食品衛生に関することについて、年 1 回程度、講習会を実施する必要があります。(表 B)	食事の提供品目やその衛生管理に係る記録を作成しましょう。
受入実績の把握と個人情報管理に関すること	受入れする農林漁家の名簿や実績を記録する必要があります。	
食事の提供に関すること	生徒の食事は、生徒自らが調理、又は農林漁家と共同で調理しましょう。	
体験学習の対価に関すること	表 C を参考に、指導の内容や時間を考慮して定める必要があります。	

(表 B)

安全の確保に関する講習内容
<p>1 施設に関する事項</p> <p>(1) 滞在に供する部屋、浴室、洗面所、便所等の施設設備、管理について</p> <p>(2) 火災・震災等発生時への備えと発生時の対応について</p> <p>2 食品衛生に関する事項</p> <p>(1) 食中毒とその予防について</p> <p>(2) 施設、器具、使用水の衛生管理について</p> <p>(3) 食品の衛生的取扱いについて</p> <p>(4) 調理従事者の健康管理について</p> <p>3 その他必要であると認められる事項</p> <p>病気、怪我などの発生時の対応について</p>

(表 C)

区分	内容	摘要
指導等に伴う対価に含むことができるもの	消耗品費 人件費 収穫農産物等の価額 体験指導に係る諸経費 食事代の実費	人件費は、生活体験及び調理・食事等の指導に係る人件費とする。
指導等に伴う対価に含むことができないもの	宿泊のための経費 生徒等の送迎に要する経費	寝具賃借料、クリーニング代、光熱水費、室内清掃費、部屋料など、宿泊に要する費用と認められるもの。 (名称のいかんを問わない)

では、自分の住む地域に協議会があるのかが、気になるところだと思います。北海道には、個々の市町村で運営している協議会の他、教育旅行受入を広域的にコーディネートしている団体も複数あります。詳しくは、市町村や北海道農政部農村設計課にお問い合わせください。

農家レストラン

農家レストランを開設するにあたっては、次のようなことを考える必要があります。

● どのようなタイプにしますか？

農家レストランとは、農業者が自分の農場で生産した農産物や地域の食材を利用し食事を提供する飲食店のことです。提供する料理のジャンルやスタイルにより、レストラン、田舎・郷土料理、カフェなど、様々な業態があります。

● 料理のメニュー、店のイメージはどうしますか？

農村にも、プロの料理人が作るレストランや外食チェーン、コンビニ、弁当屋など、競争相手となる食事の提供業者は数多く存在します。

競争に勝ち抜くためには、メニューや店の雰囲気や差別化する必要があります。旬の新鮮な食材を利用する、地域に伝わる郷土食をメニューに取り入れるなど、農家レストランの物語性を伝えられるものがよいでしょう。外食チェーンなどには真似できないことに取り組むこともお店の魅力になります。

また、お店のイメージづくりには外装や内装はもちろんのこと、農村景観も重要な要素です。お店の周りをきれいにし、農村ならではのスペースを演出するなど、ストーリー性を考え、料理のイメージに合う店づくりを考えることが必要です。

なお、開店前は周囲の方々の意見を聞き、開店後はお客様の声に耳を傾け、常に評判のよいメニューや内外装にしていくよう心がけましょう。

● どんな手続きが必要ですか？

営業を始めるまでには、様々な手続きが必要となります。

まず、食事を提供するためには、食品衛生法の営業許可が必要となります。他にも実際に営業を行う際に関わってくる制度や法律もあります。

また、2018年に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、2021年までにHACCP^{ハザード}（“Hazard Analysis and Critical Control Point”の略）に沿った衛生管理を導入することが義務化されました。手続き等は不要ですが、法律で義務化されているため、マニュアルに沿った衛生管理が必須となります。

次のチェックシートを参考に、どのような手続きが必要なのか、確認しておきましょう。

◎ 農家レストラン開設のためのチェックシート

関係法令	チェック欄	必要手続き・書類等	相談窓口
農地法	<input type="checkbox"/> 農地である場所に新築・増築を行う <input type="checkbox"/> 農地が農振農用地区域・集团的優良農地等である	農地転用の許可が必要です。 原則これらの農地転用は許可されませんが、農家レストラン等は個別案件ごとに検討、許可される可能性があります。	農業委員会、振興局農務課、道農地調整課
都市計画法	<input type="checkbox"/> 開発行為（建物の建設等）を行う 次のいずれかに該当する場合、開発許可が必要です。 <input type="checkbox"/> 市街化区域で 1000 m ² 以上の開発 <input type="checkbox"/> 非線引き都市計画区域・準都市計画区域で 3000 m ² 以上の開発 <input type="checkbox"/> 区域外で 1ha 以上の開発	「開発行為許可申請書」を作成する必要があります。	振興局建設指導課、道都市計画課
	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域での開発	「開発行為許可申請書」に「市町村計画に適合する旨の証明書」を添付する必要があります。	
建築基準法	<input type="checkbox"/> 増改築を行う	「建築確認申請」が必要になる場合があります。	振興局建設指導課、道建築指導課
消防法	<input type="checkbox"/> 飲食店を開業する	消防設備の設置が必要です。	消防署
食品衛生法	<input type="checkbox"/> 食事を提供する	「飲食店営業許可申請」が必要です。その際、厨房平面図や食品衛生責任者設置届けなどが必要です。	市立保健所、道立保健所、道食品衛生課
水質汚濁防止法	<input type="checkbox"/> 厨房施設を設ける	「特定施設設置届出書」を提出する必要があります。	振興局環境生活課、道循環型社会推進課等

各法律に関する手続きや要件は、主なものを記載しています。詳しくはそれぞれの問い合わせ先に相談しましょう。

農畜産物加工施設

農畜産物加工施設を開設するにあたっては、次のようなことを考える必要があります。

● どんな製品を加工しますか？

自分で生産した農産物に付加価値をつけるため、加工品を自らの手で作ることに取り組むのは、都市と農村の交流を進め、自分たちの収入を増やす点で有効だと思われます。材料は畑作物、野菜、花き、牛乳など加工品は漬け物、味噌、チーズなど様々です。

加工品には、例えば次のようなものがあります。自分達でできそうなものから取りかかってみましょう。

材料	加工品	材料	加工品
大豆	みそ、豆腐	野菜	漬け物
小豆	あん	牛乳	バター、チーズ、ヨーグルト、アイスクリーム

● 値段はどうしますか？

自分達で調達できるもの以外の材料費、容器費、人件費、光熱費などの経費を考えた上で決めましょう。

● どのくらい製造・販売しますか？

営業・稼働期間によっても違いますが、販売の見込みが立つ量を製造するよう、計画を立てましょう。そうしないと、過剰な在庫を抱えることになりかねません。

また、加工施設や直売所での販売のほか、商品を扱ってくれる店舗との契約取引やネットを利用した通信販売など、販売方法を検討することも必要です。

● 製品のパッケージングなどはどうしますか？

作った製品自体も大切ですが、製品を販売する上で、イメージに合った印象的なネーミング、ロゴマーク、パッケージデザインを考えてみる必要があります。

● どんな手続きが必要ですか？

実際に開始するには様々な手続きが必要となります。

まず加工品が食品の場合、食品衛生法の営業許可の申請が必要となります。また、水質汚濁防止法に基づく届出も必要となります。さらに、乳製品の製造には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の手続きが必要となります。このほかにも、実際に加工や加工品の販売

を行うに際して関わってくる制度もあります。

◎ 農畜産物加工施設開設のためのチェックシート

関係法令	チェック欄	必要手続き・書類等	相談窓口
農地法	<input type="checkbox"/> 農地である場所に新築・増築を行う <input type="checkbox"/> 農地が農振農用地区域・集团的優良農地等である	農地転用の許可が必要です。 原則これらの農地転用は許可されませんが、農家民宿等は個別案件ごとに検討、許可される可能性があります。	農業委員会、振興局農務課、道農地調整課
都市計画法	<input type="checkbox"/> 開発行為（建物の建設等）を行う 次のいずれかに該当する場合、開発許可が必要です <input type="checkbox"/> 市街化区域で 1000 m ² 以上の開発 <input type="checkbox"/> 非線引き都市計画区域・準都市計画区域で 3000 m ² 以上の開発 <input type="checkbox"/> 区域外で 1 ha以上の開発 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域での開発	「開発行為許可申請書」を作成する必要があります 「開発行為許可申請書」に「市町村計画に適合する旨の証明書」を添付する必要があります。	振興局建設指導課、道都市計画課
建築基準法	<input type="checkbox"/> 増改築を行う	「建築確認申請」が必要になる場合があります。	道建築指導課、振興局建設指導課
消防法	<input type="checkbox"/> 厨房等火を使用する設備を設ける	「火を使用する設備等の設置の届出」が必要です。	消防署
食品衛生法	<input type="checkbox"/> 加工物の販売を行う。	「飲食店営業許可申請」が必要です。その際、厨房平面図や食品衛生責任者設置届けなどが必要です。	市立保健所、道立保健所、道食品衛生課
水質汚濁防止法	<input type="checkbox"/> 厨房施設を設ける	「特定施設設置届出書」を提出する必要があります。	振興局環境生活課、道循環型社会推進課等
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	<input type="checkbox"/> 酪農事業施設（飲用牛乳、バター、チーズ、練乳、粉乳、クリーム及び脱脂乳の製造施設）を設置する <input type="checkbox"/> 酪農事業施設以外の乳業施設（アイスクリーム、はっ酵乳、乳飲料など）を設置する	知事への承認又は報告が必要です。	振興局農務課、道農政部畜産振興課
食品表示法	<input type="checkbox"/> 生鮮食品を販売する。 <input type="checkbox"/> 加工食品を販売する。	「名称」「原産地」の表示が必要です。 「名称」「原材料名（添加物を含む）」「内容量」「賞味期限（消費期限）」「保存方法」「製造者等の氏名または名称、住所」等の表示が必要です。 また、アレルギー物質を含む場合は、特定原材料を含む旨の表示が必要です。	振興局環境生活課、道環境生活部消費者安全課

各法律に関する手続きや要件は、主なものを記載しています。詳しくはそれぞれの問い合

わせ先に相談しましょう。

農畜産物直売所

農畜産物直売所を開設するにあたっては、次のようなことを考える必要があります。

● どのようなタイプにしますか？

主に次のようなタイプが考えられます。自分の取り組みたいことに合うタイプはどれかを検討しましょう。

販売タイプ	形態別の分類		特徴と注意点
店舗販売	販売形態	無人販売	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応の手間が省ける。 ・ 長時間の販売が可能。 ・ 売り手と買い手との信頼関係で成立するものであり、売上量と売上額が一致しないことがある。 ・ 極力釣り銭を切らさないよう、確認を多くする必要があります。
		対面販売	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者との交流が図りやすい。 ・ 消費者のニーズが把握できる。 ・ 消費者に農業のよさをPRできる。 ・ 雇用労働力を必要とする場合がある。
	運営形態	個人による運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営の自由度が高い。 ・ 販売量、種類を多くするのに限りがある。
		グループによる運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売量、種類を多く確保しやすい。 ・ 運営のルールを明確にする必要がある。
	機会	イベントでの販売	
朝市・夕市での販売		<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的に多人数で対応することから、仲間同士の連帯感が高まる。 ・ 定期的に複数回開催することが多く、地元を中心として消費者との交流を図りやすい。 	
通信販売	ゆうパック、宅配便、ホームページなどを利用して販売		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人でも手軽に運営しやすい。 ・ 宣伝に工夫が必要。 ・ トラブル対策が必要。(加工品の直売には、特定商

	取引に関する法律が適用となる。)
--	------------------

● どのようなことに注意すればよいですか？

日々の売り上げと支出額を台帳に記録し、月ごとにまとめておくことで、直売からの利益がすぐに分かるようになります。

販売品の搬入と搬出の時間をはっきりと決め、売れ残り品の処理方法を決めておきましょう。

また、グループで取り組む場合は仲間同士、個人で取り組む場合は家族同士で、次のことに注意しましょう。

- 全員で話し合う場を設け、きちんとした取り決めを作る。
- どのような小さな問題でも、その都度仲間同士で話し合っ解決する。
- リーダー、会計係など、仲間（家族）同士で役割分担を決めておく。
- 販売単価、単位の決定方法を決めておく。
- 収益の分配方法を決めておく。

● 販売の価格はどうしますか？

自分達で調達できるもの以外の材料費、人件費、光熱費などの経費を考えた上で決めましょう。

● どのくらい販売しますか？

営業・稼働期間によっても違いますが、販売の見込みが立つ量を製造するよう、計画を立てましょう。そうしないと、売れ残りの処理に苦労することがあります。

● どんな手続きが必要ですか？

採れたての野菜や果樹の直売を始めるために必要な手続きは特にありませんが、乳製品や食肉製品を販売する場合には、食品衛生法等の営業許可等が必要になることがあります。

そのほかにも、実際に直売を行うに際して関わってくる制度があります。

◎ 農畜産物直売所開設のためのチェックシート

関係法令	チェック欄	必要手続き・書類等	相談窓口
農地法	<input type="checkbox"/> 農地である場所に新築・増築を行う <input type="checkbox"/> 農地が農振農用地区域・集团的優良農地等である	農地転用の許可が必要です。 原則これらの農地転用は許可されませんが、農家民宿等は個別案件ごとに検討、許可される可能性があります。	農業委員会、振興局農務課、道農地調整課
都市計画法	<input type="checkbox"/> 開発行為（建物の建設等）を行う 次のいずれかに該当する場合、開発許可が必要です <input type="checkbox"/> 市街化区域で 1000 m ² 以上の開発 <input type="checkbox"/> 非線引き都市計画区域・準都市計画区域で 3000 m ² 以上の開発 <input type="checkbox"/> 区域外で 1 ha以上の開発 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域での開発	「開発行為許可申請書」を作成する必要があります 「開発行為許可申請書」に「市町村計画に適合する旨の証明書」を添付する必要があります。	振興局建設指導課、道都市計画課
建築基準法	<input type="checkbox"/> 増改築を行う	「建築確認申請」が必要になる場合があります。	振興局建設指導課、道建築指導課
消防法	<input type="checkbox"/> 防火対象物（飲食店、旅館、物品販売業を営む店舗）の建築、大規模修繕等を行う。	消防用設備の設置や「建築確認申請」が必要になります。	消防署
食品衛生法	<input type="checkbox"/> 乳製品や食肉製品を販売する。	「飲食店営業許可申請」が必要になることがあります。	市立保健所、道立保健所、道食品衛生課
食品表示法	<input type="checkbox"/> 生鮮食品を販売する。 <input type="checkbox"/> 玄米及び精米を販売する。	「名称」「原産地」の表示が必要です。 「原料玄米」「内容量」精米年月日「販売業者等の氏名または名称、住所及び電話番号」の表示が必要です。	振興局環境生活課、道環境生活部消費者安全課

各法律に関する手続きや要件は、主なものを記載しています。詳しくはそれぞれの問い合わせ先に相談しましょう。

体験施設

● どんな体験にしますか？

農村での体験では、田植えや稲刈り、乳搾りなどの「作業」を通じ、農業のすばらしさ、旬のおいしさ、自然の恵み、いのちのつながりなど農業・農村がもつ様々な「価値」を伝えていくことが重要です。

体験メニューは、例えば次のようなものがあります。特に農家民宿に関する説明で触れたように、農家民宿や農家民泊を開設しようとして、宿泊客に対して「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」として何らかの体験を提供する場合（4ページ）は、参考になるかもしれませんが、自分達でできそうなものから取りかかってみましょう。

農作業	田植え、稲刈り、くだもの狩り、乳搾り、花野菜づくり、家畜の世話
自然体験	ホタル狩り、植林、山菜採り、きのこ採り、川遊び、昆虫採取
農畜産加工	バターづくり、ソーセージづくり、ジャムづくり、そば打ち
工芸	木工細工、わら細工、ハーブ加工、リースづくり、フラワーアレンジメント
スポーツ	乗馬、魚釣り、フットパス、サイクリング

これらの体験はほんの一例です。農村で皆さんが過ごす日常のすべてが、体験として提供できます。どのようなメニューでも、参加者と「顔と顔が見える」関係をつくり、互いにパートナーと思えるようになることが大切です。

◎ 体験メニューを考えるポイント

ターゲットを誰にするかが重要です。教育旅行と一般旅行では、旅行の目的、参加者の年齢や人数などにより、提供すべきメニューが変わってきます。都会の子どもたちにとっては、普段の農作業や生育中の作物を見ることも貴重な体験となります。また、体験内容は、基本的にその時に実際に行う作業を体験させるという考え方で良いでしょう。ただし、危険が伴わない作業を選ぶことが重要です。農機具や刃物を使う体験は、思わぬケガを避けるために控えた方が良くもありません。また、メニューの内容にかかわらず参加者の安全確保に十分配慮するとともに、施設賠償保険などへの加入を検討しましょう。

その他、屋外体験の場合は、雨天時のメニューも併せて考えておくなど不測の事態への対応も必要です。

● どのような手続きが必要ですか？

実際に体験施設の開始にあたって、関わってくる制度もあります。以下のチェックシートを参考に、どのような法律が関わってくるのかを調べてみましょう。

関係法令	チェック欄	必要手続き・書類等	相談窓口
農地法	<input type="checkbox"/> 農地である場所に新築・増築を行う <input type="checkbox"/> 農地が農振農用地区域・集团的優良農地等である	農地転用の許可が必要です。 原則これらの農地転用は許可されませんが、農家民宿等は個別案件ごとに検討、許可される可能性があります。	農業委員会、振興局農務課、道農地調整課
都市計画法	<input type="checkbox"/> 開発行為（建物の建設等）を行う 次のいずれかに該当する場合、開発許可が必要です <input type="checkbox"/> 市街化区域で 1000 m ² 以上の開発 <input type="checkbox"/> 非線引き都市計画区域・準都市計画区域で 3000 m ² 以上の開発 <input type="checkbox"/> 区域外で 1 ha以上の開発 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域での開発	「開発行為許可申請書」を作成する必要があります 「開発行為許可申請書」に「市町村計画に適合する旨の証明書」を添付する必要があります。	振興局建設指導課、道都市計画課
建築基準法	<input type="checkbox"/> 増改築を行う	「建築確認申請」が必要になる場合があります。	振興局建設指導課、道建築指導課
消防法	<input type="checkbox"/> 防災のための設備・器具等の整備を行う	防災設備等が必要になる場合があります。	消防署
動物愛護法	<input type="checkbox"/> 動物の展示やふれあいを行う	動物取扱業の登録が必要です。	振興局環境生活課、道生物多様性保全課

各法律に関する手続きや要件は、主なものを記載しています。詳しくはそれぞれの問い合わせ先に相談しましょう。

● ふれあいファーム登録制度について

道では、平成9年度（1997年度）から都市住民との交流活動に意欲的な農業者の農場を「ふれあいファーム」として登録し、登録農場の利用促進を図るため、道庁webサイト等により情報発信しています。「ふれあいファーム」では、田植えや稲刈り、野菜や果実の収穫、加工体験、農産物の直売、ファームレストラン、ファームインなど、農業者自らの創意と工夫を凝らした様々な取組が行われており、より多くの道民の皆様には「ふれあいファーム」での農作業体験や農業者の方々との語らいを通して、日ごろ接する機会の少ない農業の実際の姿や魅力を感じていただくことを期待しています。

登録の希望や登録制度に関するご質問等については、地元の市町村や（総合）振興局農務課にお問い合わせください。

市民農園

● どのようなタイプにしますか？

◎ 開設の方式

市民農園の開設には、次の2つの方式があります。

- 貸付方式 …… 利用者に農地を貸す方式です。
- 農園利用方式 …… 利用者に農地を貸さず、利用者は農作業だけを行う方式です。

◎ 方式による法律の違い

開設の方式と施設整備の有無によって、市民農園の開設に必要な法律手続が異なります。

貸付方式		農園利用方式	
施設整備を行う場合	施設整備を行わない場合	施設整備を行う場合	施設整備を行わない場合
↓	↓	↓	↓
市民農園整備促進法 →25 ページへ	特定農地貸付法 →次の項目へ	市民農園整備促進法 →25 ページへ	法律手続は なし

※ 施設整備とは、農機具収納施設やトイレ、駐車場、園路など農地に付帯して設置する「市民農園施設」を整備することです。

● どんな手続きが必要ですか？

◎ 特定農地貸付法（特定農地貸付け）

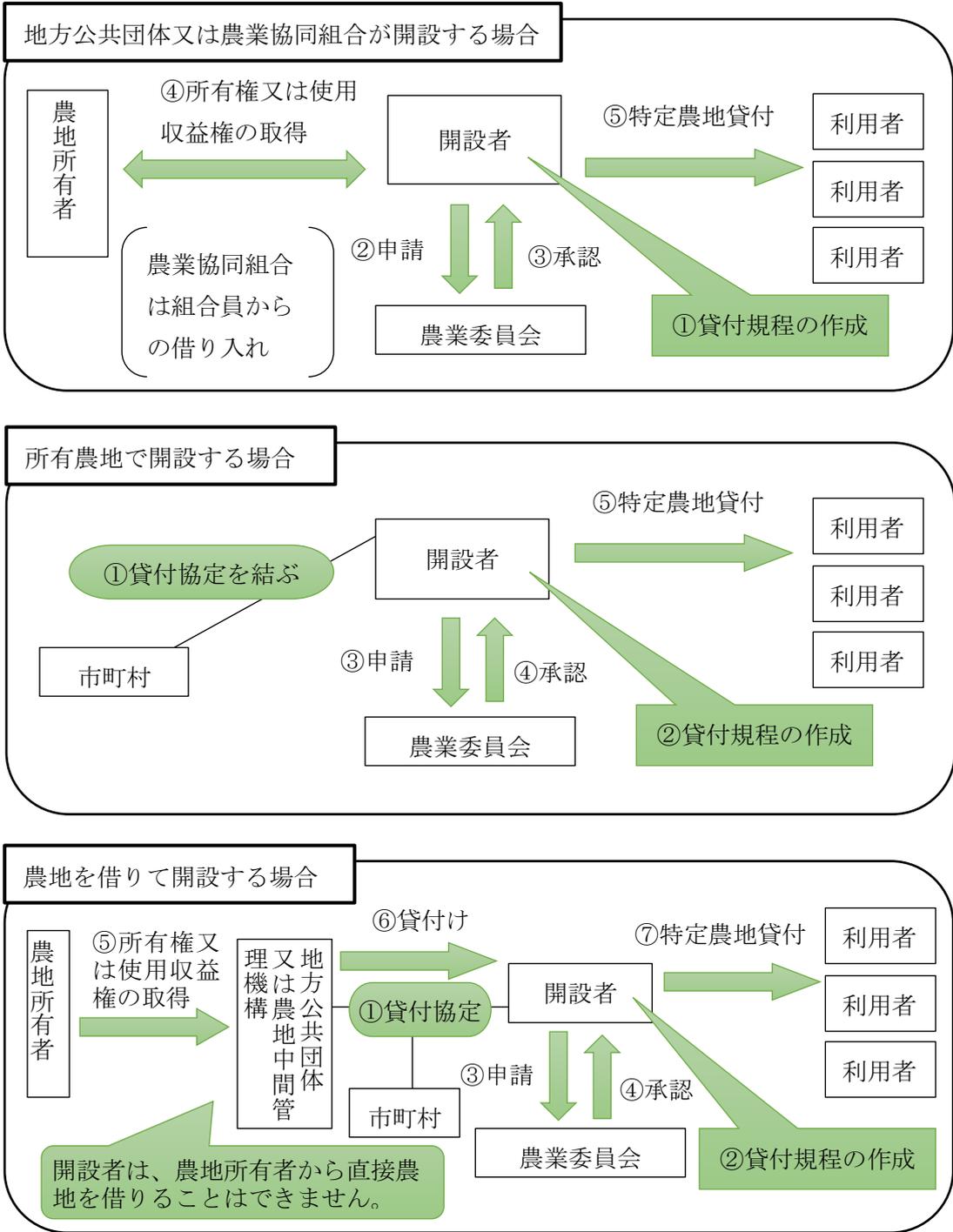
市民農園の利用者への農地の貸付について、農地法の許可を不要とする農地法の特例を定めた法律です。

要件

- ① 利用者へ貸し付けることができる農地の面積は 10a 未満 です。
- ② 農地を貸し付ける利用者は複数であることが必要です。
- ③ 利用者へ貸し付けることができる期間は 5 年以内 です。
- ④ 利用者の農作物栽培が 営利を目的としない ことが必要です。

手続き

開設者ごとに市民農園の開設手続きが次のとおりとなります。



※ 貸付協定…市民農園に使う農地の適切な管理・運営の確保等を図るため、開設者と市町村等の間で締結する協定。

※ 貸付規程…開設者が、利用者に市民農園の貸付けをスムーズに行うための基本ルール。

詳しくは、法律に関する問い合わせ先（市町村農業委員会、振興局農務課、道農政部農地調整課）に相談しましょう。

◎ 市民農園整備促進法

農機具庫や休憩施設等の市民農園施設を備えた市民農園（貸付方式・農園利用方式）を整備する場合の農地法等の特例を定めた法律です。

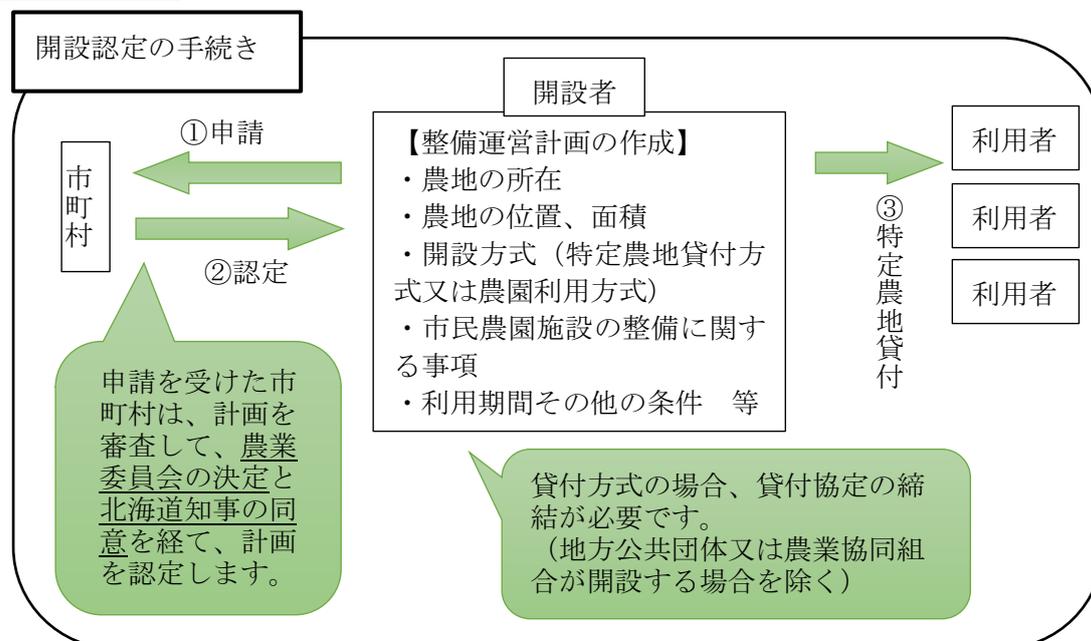
法律のしくみ

- ① 貸付方式の場合、特定農地貸付法の要件と同じ要件を満たす必要があります。
- ② 市民農園を開設できる場所は、市街化区域又は市民農園区域になります。

法律に基づく開設認定を受けると…

- ア 農地の貸付けについて、特定農地貸付法の承認があったものとみなされます。
- イ 市民農園施設の整備に必要な農地の転用について、農地法の許可があったものとみなされます。
- ウ 都市計画法の開発許可を受けることが可能となります。

手続き



詳しくは、法律に関する問い合わせ先（市町村農業委員会、振興局農務課、道農政部農地調整課）に相談しましょう。

◎ 農園利用方式（法律上の手続きなし）

市民農園の利用者に農地を貸さないため、法律上の手続きはありません。



● 動物（家畜を含む）及び畜産物を扱う施設の 留意事項

◎ 動物ふれあいファーム（酪農教育ファーム等）

産業動物をはじめとした動物とのふれあいをコンセプトとした施設を営利目的で開設する場合には、動物愛護管理法に基づく登録が必要となる場合があります。このほか、来場者の安全、家畜伝染病の予防、周囲環境への配慮、アニマルウェルフェアの配慮等さまざまなことに留意が必要です。

具体的には、

- ・ 来場者が安全に通行できるかなどの危険区域の確認
- ・ 家畜伝染病の予防、まん延防止等の家畜衛生対策
- ・ 清潔な個体に触れさせるための動物の健全な飼養管理
- ・ 臭気等周囲環境への配慮
- ・ 動物の過度な負担とならないようなプログラムの作成

など、生き物を扱う施設として、考慮しなければならない事項は多岐におよびます。

また、家畜等の畜産物を使った手作り体験プログラムを組む場合などは、絞った生乳をその場で飲ませない、手作り体験の原料は市販の牛乳を用いる、作った乳製品は持ち帰らせないなど、食中毒を起こさないよう、食品衛生を考慮した計画を作ることが必要です。

（参考）関係法令：家畜伝染病予防法、食品衛生法、動物愛護管理法、牛トレーサビリティ法など。

◎ ペットとして動物を飼養している施設

ペットをふれあいの対象動物として施設を運営する場合は、動物の種類によっては届出等が必要となるなど、規制が課されている場合があります。また、愛護の観点から夜間営業

に制限がある場合や、特定動物（人の人命、身体又は財産に外を加えるおそれがある動物）であれば、都道府県知事の許可等が必要になってきます。このほか、犬であれば、狂犬病予防法に基づく予防接種が必要となります。

（参考）関係法令：動物愛護管理法律、狂犬病予防法など

◎ 畜産物を扱う加工・体験・販売施設

畜産物を扱う製造・販売施設では、食中毒を出さないよう HACCP に沿った衛生管理が必要です。体験プログラムを実施するに当たっても、アレルギー体質の来場者に対するオペレーションを実施するなどの配慮が必要です。

食品業界団体では、HACCP に沿った衛生管理の手引書を作成しているのでご参照ください。

また、畜産物を販売する場合は、食品表示法に基づく表示が必要であり、アレルギー表示の欠落などは、人によっては重篤な症状をもたらす場合があるので、注意が必要です。

（参考）関係法令：食品衛生法、食品表示法など

関連施設開設 Q & A

これからグリーン・ツーリズムに取り組もうとする方のために、関連施設を開設する際の疑問を、Q & A形式で整理しました。

Q 1 普通の造りの農家住宅でも農家民宿を開けるのですか。

旅館業法の規制緩和により、農業体験や農村の生活・文化に関するお話などのサービスを提供する農家民宿は、客間一間からでも旅館業(簡易宿所)の許可を得てお客様に泊まってもらえるようになりました。

また、建築基準法や消防法でも規制が緩和されており、客室面積が33㎡未満であれば、ほとんど増改築しないで現状家屋のまま農家民宿を開くことができます。

Q 2 農家民宿では、食事の提供は必ず必要ですか。

必ずしも必要というわけではありません。

地元産の食材を使った料理は宿の大きな魅力ですが、お客様に調理した食事を提供するには、食品衛生法の「飲食店営業」の許可が必要です。

なお、食事を出さずに「素泊まり」「自炊」とし、ゆったりできる空間だけを提供する場合や料理体験など「共同調理」による場合は飲食店営業の許可は必要ありません。

Q 3 旅館業の許可取得に伴う義務はあるのですか。

旅館として、宿帳の記載や必要な衛生環境の保持など守るべき事項があり、許可取得の際に保健所から説明があります。これらの事項について、監視員が確認のため立ち入ることもあり、違反があれば改善命令などの行政処分があります。

Q 4 使わなくなった倉庫や物置を利用して、別棟を客室とする場合も同じように規制緩和されているのですか。

別棟の「離れ」や敷地内の「空き家」などの住宅の一部を利用する場合は、母屋の空き部屋を利用するのと同様の規制緩和となりますが、倉庫や物置を客室に利用する場合に

は、建築基準法上の用途が「客室」になるので、採光、換気、排煙（窓）などの建築基準法の規定が満たされるかを確認する必要があります。

また、旅館業の営業許可を取得する際に、別棟の建物への進入路など、管理者が一体的に管理することが可能かを保健所が現地で確認します。

Q 5 農家民宿について、客室面積が33㎡以上になったら取り扱いは違うのですか。

旅館業法に関して農家民宿において緩和される規制は、客室面積33㎡以上という要件の他に、玄関帳場等（フロント）の設置、適当な広さを持った食堂の設置などの項目があります。これらの項目は、客室面積が33㎡以上となっても、農家民宿であれば規制緩和は適用されます。

しかし、建築基準法では客室面積が33㎡未満、消防法では農家民宿分の床面積（住宅との共用部分は状況により按分）が50㎡以下、が規制緩和の条件となっていますので、これを超えると一般の旅館と同様の扱いになります。

Q 8 農家民宿としての規制緩和は農家民泊としても受けられるのですか。

農家民泊においては、法律の手続きは必要ないので、規制緩和以前に、規制の対象となりません。

しかし、解説したとおり、協議会は安全や衛生などに関する講習会を開催し、受入農家はそれらに対して最大限の配慮をする必要があります。

Q 9 農家民泊では教育旅行生しか受け入れできないのですか。

農家民泊は、地域協議会等が実施主体となり教育旅行等における宿泊体験を行うものなので、農家民泊を開設している個人が、一般旅行客などを勝手に受け入れることはできません。

Q 10 農家民泊を開設するとき、民泊法に係る届出が必要になりますか。

「農家民泊」と、民泊法が定める「民泊」は別のものなので、農家民泊を開設するのに民泊法に係る届出をする必要はありません。

Q11 **すでに民泊として届出をしている場合でも、農家民宿を開設することはでき
すか。**

できます。農家民宿は、「施設を設けて人を宿泊させ、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業」ですから、民泊法の届出の有無は関係ありません。

問い合わせ先

【道庁及び総合振興局】

名称	住所	TEL	FAX
道庁農政部農村設計課	札幌市中央区北3条西6丁目	011-206-6490	011-232-0027
空知総合振興局農務課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0080	0126-22-1099
石狩振興局農務課	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館	011-204-5844	011-232-1157
後志総合振興局農務課	倶知安町北1条東2丁目後志合同庁舎	0136-23-1402	0136-23-0230
胆振総合振興局農務課	室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル	0143-24-9813	0143-23-1582
日高振興局農務課	浦河町栄丘東通56号	0146-22-9341	0146-22-6343
渡島総合振興局農務課	函館市美原4丁目6番16号渡島合同庁舎内	0138-47-9497	0138-47-9212
檜山振興局農務課	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6571	0139-52-4594
上川総合振興局農務課	旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-4984	0166-46-5212
留萌振興局農務課	留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8490	0146-42-4407
宗谷総合振興局農務課	稚内市末広町4丁目2番27号	0162-33-2957	0162-33-4531
オホーツク総合振興局農務課	網走市北7条西3丁目	0152-41-0780	0152-44-0240
十勝総合振興局農務課	帯広市東3条南3丁目	0155-23-5362	0155-22-0183
釧路総合振興局農務課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9222	0154-41-2128
根室振興局農務課	根室市常盤町3丁目28	0153-23-6878	0153-23-6183

【道立保健所（総合振興局保健環境行政室・地域保健室）】

名称	住所	TEL	FAX
空知保健環境部保健行政室	岩見沢市 8 条西 5 丁目空知合道庁舎内	0126-20-0100	0126-22-2514
由仁地域保健支所	由仁町新光 195 番地	0123-83-2221	0123-83-3866
滝川地域保健室	滝川市緑町 2 丁目 3-31	0125-24-6201	0125-23-5583
深川地域保健室	深川市 2 条 18 番 6 号	0164-22-1421	0164-22-1479
石狩保健環境部保健行政室	江別市錦町 4 番地 1	011-383-2111	011-383-2185
石狩地域保健支所	石狩市花川北 7 条 1 丁目	0133-74-1142	0133-74-1147
千歳地域保健室	千歳市東雲町 4 丁目 2 番地	0123-23-3175	0123-23-3177
後志保健環境部保健行政室	倶知安町北 1 条東 2 丁目後志合同庁舎内	0136-23-1914	0136-22-5875
余市地域保健支所	余市町朝日町 12 番地	0135-23-3104	0135-23-3614
岩内地域保健室	岩内町字清住 252-1	0135-62-1537	0135-63-0898
胆振保健環境部保健行政室	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号室蘭広域センター	0143-24-9833	0143-23-1446
苫小牧地域保健所	苫小牧市若草町 2 丁目 2 番 21 号	0144-34-4168	0144-34-4177
日高保健環境部保健行政室	浦河町東町ちのみ 3 丁目 1 番 8 号	0146-22-3071	0146-2-1447
静内地域保健所	新ひだか町静内こうせい町	0146-42-0251	0146-42-7202
渡島保健環境部保健行政室	函館市美原 4 丁目 6 番 16 号渡島合同庁舎内	0138-47-9524	0138-47-9219
木古内地域保健支所	木古内町字木古内 214 番地 5	01392-2-2068	01392-2-5653
森地域保健支所	森町字上台町 330 番地	01374-2-2323	01374-2-3497
八雲地域保健室	八雲町末広町 120 番地	0137-63-2168	0137-63-2169
今金地域保健支所	今金町字今金 107-2	0137-82-0251	0137-82-0534
檜山保健環境部保健行政室	江差町字本町 63 番地	0139-52-1053	0139-52-1074
上川保健環境部保健行政室	旭川市永山 6 条 19 丁目 1-1 上川合同庁舎内	0166-46-5979	0166-46-5262
名寄地域保健室	名寄市東 5 条南 3 丁目 63 番地 38	01654-3-3121	01654-3-3224
富良野市地域保健室	富良野市末広町 2 番 10 号	0167-23-3161	0167-23-3163
留萌保健環境部保健行政室	留萌市住之江町 2 丁目 1-2 留萌合同庁舎内	0164-42-8310	0164-42-8216
天塩地域保健支所	天塩町新栄通 9 丁目	01632-2-1179	01632-2-1918
宗谷保健環境部保健行政室	稚内市末広 4 丁目 2 番 27 号	0162-33-2538	0162-32-2253
浜頓別地域保健支所	浜頓別町中央北 3 番地	01634-2-0190	01634-2-0191
利尻地域保健支所	利尻町杓形字日の出町	0163-84-2247	0463-84-2246
オホーツク保健環境部保健行政室	網走市北 7 条西 3 丁目網走合同庁舎内	0152-41-0683	0152-44-4879
北見地域保健室	北見市青葉町 6 番 6 号	0157-24-4171	0157-24-4199
紋別地域保健室	紋別市南が丘町 1 丁目 6 番地	0158-23-3108	0158-23-1009
遠軽地域保健支所	遠軽町大通り北 5 丁目 1 番 27	0158-42-3108	01584-2-6875

十勝保健環境部保健行政室	帯広市東 3 条南 3 丁目十勝合同庁舎内	0155-27-8634	0155-25-0864
新得地域保健支所	新得町 3 条南 6 丁目	0156-64-5104	0156-64-6041
広尾地域保健支所	広尾町公園通り南 4 丁目	01558-2-2191	01558-2-2353
本別地域保健支所	本別町北 1 丁目 4 番 39 号	0156-22-2108	0156-22-2352
釧路保健環境部保健行政室	釧路市花園町 8 番 6 号	0154-65-5811	0154-65-5352
標茶地域保健支所	標茶町常磐 8 丁目 1 番地	01548-5-2155	015-485-2156
根室保健環境部保健行政室	根室市弥栄町 2 丁目 1 番地	0153-23-5161	0153-24-0343
中標津地域保健室	中標津町東 1 条南 6 丁目 1 番地 3	0153-72-2168	0153-72-6894

【市立保健所】

名称	住所	TEL	FAX
札幌市保健所	札幌市中央区大通西 19 丁目	011-622-5151	011-622-5168
市立函館保健所	函館市五稜郭町 23 番 1 号	0138-32-1522	0138-32-1505
小樽市保健所	小樽市富岡 1 丁目 5 番 12 号	0134-22-3117	0134-22-1469
旭川市保健所	旭川市 7 条通 10 丁目	0166-26-1111	0166-27-2131

グリーン・ツーリズムに関する法律・条例

旅館業法

旅館業の業務の適正な運営を確保することにより、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与する。(第1条)

規制の対象となる行為 (第2条、第3条)

- 旅館業の営業
 - 1 旅館業の解釈
 - ・ 宿泊料を受けて人を宿泊させる営業については、旅館業法に基づく知事(保健所を設置する市にあっては市長)の許可が必要です。
 - 2 営業の種類
 - ・ ホテル・旅館営業…洋式、和式の構造及び設備を主とする施設を設ける営業
 - ・ 簡易宿所営業…宿泊する場所を多数人で共有する構造及び設備を主とする施設を設ける営業
 - ・ 下宿営業…1月以上の期間を単位として、宿泊させる営業

構造設備の特例措置が適用可能となる場合 (農村余暇法)

- 農村余暇法に基づき農林漁業体験民宿業を営む者と確認された申請者については、次の構造設備の特例措置の対象となります。なお、特例措置の対象は簡易宿所営業に限られます。

この確認は旅館業法の窓口の保健所が行いますが、規制緩和を受けるために必要な申請書添付書類を農業関係機関に依頼することが必要となる場合があります。詳しくは保健所に相談してください。

【主な構造設備の特例措置】

区分	構造設備の基準	特例措置
客室床面積	客室の延床面積は33㎡以上であること	適用除外
客室	就寝用寝具を置く部分の床面積は、定員に2.47㎡を乗じた面積以上であること	適用除外
	階層式寝台の格段の面積は1.65㎡以上であること	適用除外
浴室	近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさない場合を除き、適当な規模の入浴の設備を有すること	
トイレ	共同用の便所には、適当な数の便所が設けられていること	
洗面設備	適当な規模の洗面設備を有すること	
玄関帳場等 (フロント)	宿泊者が必ず通過する場所に設けられ、宿泊者との面接に適する玄関帳場等を有すること	適用除外
食堂	客室の構造が食事の提供に適さないときは、宿泊者の需要を満たす適当な広さの食堂があること。	適用除外
調理室	適当な規模の調理室を有すること	
換気採光照 明暖房など	設備を有すること	

許可手続 (第8条)

<p>事前相談→許可申請→現地調査→審査→許可書交付</p> <p>営業の開始には許可が必要ですので、工事の着手前に窓口にご相談してください。</p> <p>相談の際には次の図をご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の平面図 ・ 施設の立面図 ・ 付近の見取り図 <p>他に、どんなサービスを行うか（食事の提供、体験など）によっても建物への規制が生じる場合がありますので、併せて窓口にご相談してください。</p>
相談窓口
<p>振興局保険行政室または地域保健室（道立保健所）</p> <p>札幌市保健所、市立函館保健所、小樽市保健所、旭川市保健所</p> <p>道保健福祉部食品衛生課</p>
手続きにかかる費用
<p>営業許可申請手数料（申請先が道立保健所の場合）</p> <p>簡易宿所営業：21,700円</p>

住宅宿泊事業法

住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与する。（第1条）

届出の対象となる行為（第2条の3）
<p>○ 住宅宿泊事業（民泊サービス）</p> <p>住宅宿泊事業とは、旅館業法に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業のうち、180日を超えないもの。</p>
届出した者（住宅宿泊事業者）の義務（第5条から第14条）
<p>○ 家主居住型</p> <p>住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置（衛生・安全確保の措置、外国語による説明、帳簿、近隣トラブルの防止、標識の掲示、提供日数の定期報告等）が義務づけられます。</p> <p>○ 家主不在型</p> <p>上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することが義務づけられます。</p> <p>※ 住宅宿泊管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録が必要です。</p>
届出手続（第3条）
<p>○ 都道府県知事（又は保健所設置市・特別区）への届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、住所、住宅の所在地等を記載した届出書（住宅宿泊管理業務の委託をする場合は、委託先の商号、名称等も記載する必要があります。） ・ 住宅の図面等
相談窓口
<p>経済部観光局、（札幌市の場合は）札幌市経済観光局</p>
手続きにかかる費用
<p>無料</p>

食品衛生法

食品の安全確保のために、公衆衛生上の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する。(第1条)

規制の対象となる行為 (第3条、第4条)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 許可を必要とする営業 <ul style="list-style-type: none"> 取り扱う品目により、飲食店営業、喫茶店営業などの営業の種類があります。 ・ 営業の種類ごとに施設の基準が定められています。 ・ 旅館業での食事の提供は、飲食店営業として取り扱います。 ・ 営業の種類により、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の設置が必要になります。 ○ 営業とは <ul style="list-style-type: none"> 業として食品又は添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、または販売することを指します。ただし、農業及び水産業における食品の摂取業は含まれません。
公衆衛生上講ずべき措置に関する基準 (管理運営基準) (第50条、第51条)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の管理 ○ 食品取り扱い設備等の管理 ○ 給水、排水及び廃棄物処理など <p>※ 以上の他にも基準があります。詳細は、各保健所までご相談ください。</p>
営業の施設の基準 (第50条、第51条)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 位置、構造及び面積 ○ 床、壁、天井、採光及び換気 ○ 防鼠・防虫設備 ○ 洗浄設備等 ○ 給水設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲用に適する水を供給できる設備を設けること。水道水以外の水を使用するときは、除菌、又は殺菌装置を設けること。 等 <p>※ 以上の他にも、業種別基準等の基準があります。詳細は、各保健所までご相談ください。</p>
許可手続 (第52条)
<p>事前相談→許可申請→現地調査→審査→許可書交付</p> <p>営業の開始には許可が必要ですので、工事の着手前に窓口に相談してください。</p> <p>営業の種類、施設基準面、製造・調理方法に対する衛生面の確認が行われ、問題があれば指導が行われます。</p> <p>事前相談の際には、次の図をご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の平面図 ・ 設備等の配置図
相談窓口
<p>振興局保険行政室又は地域保健室 (道立保健所)</p> <p>札幌市保健所、市立函館保健所、小樽市保健所、旭川市保健所</p> <p>道保健福祉部食品衛生課</p>
手続きにかかる費用
<p>営業許可申請手数料：11,800円～25,700円 (申請先が道立保健所の場合)</p>

農地法

農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の所得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食糧の安定供給の確保に資することを目的とする。(第1条)

規制の対象となる行為 (第3条から第5条)
農地を農地以外のものに転用、農地又は採草放牧地を転用するための所有権等の権利を設定若しくは移転する場合。
主な適用除外 (第3条から第5条)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県による転用 ・ 市町村が土地収用対象事業の用に供する場合等
許可基準の概要 (第3条から第5条)
農振農用地区域 → 原則不許可 (※) 集团的優良農地等 → 原則不許可 (※) 市街地にある農地等 → 許可 ※ 農業関連施設(農業生産と一時的な関連を持つ農産物の加工、貯蔵、販売施設等)やその他関連施設(都市住民との交流を図る体験施設、農家民宿等)は個別案件ごとに許可基準を満たすか検討され、許可される場合がある。
許可手続 (第3条から第5条)
事前相談→許可申請→(現地調査)→許可書交付
相談窓口
市町村農業委員会、振興局農務課、道農政部農地調整課
手続きにかかる費用
無料
手続きにかかる時間
標準処理期間：60日

市民農園整備促進法

市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村の振興に資する。(第1条)

開設方式 (第2条)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定農地貸付による方式 開設者と利用者との間で10年未満の農地の利用に関する権利を5年間以下で設定する。 ○ 農園利用による方式(地方公共団体又は農地所有者による開設の場合) 農地利用に関する権利は設定せず、開設者と利用者との間で農園の利用契約を締結した上で、利用者がレクリエーション目的で継続して農作業を行う。 ※ 開設者の農地所得方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用収益権の取得(企業及びNPO等が開設の場合) ・ 自己所有地の活用(農地所有者による開設の場合)

特例（第 11 条、第 12 条）
市民農園整備促進法により市民農園を開設する場合、次のような特例があります。 ○ 農地法の権利移動の許可等が不要。 ○ 施設の設置に関する農地法の転用許可が不要。 ○ 市街化調整区域内では、都市計画法の開発行為などの許可が可能。
設置する施設（第 2 条）
農機具収納施設、休憩施設、トイレその他の付帯施設の設置が必要。
開設場所（第 4 条）
○ 市民農園区域 道の市民農園整備基本方針に基づいて、市町村が指定。 ○ 市街化区域
開設手続（第 7 条）
開設者が農園の整備運営計画を作成し、市町村の認定を受ける。
相談窓口
市町村農業委員会 振興局農務課 道農政部農地調整課
手続きにかかる費用
無料

特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律 (特定農地貸付法)

都市住民等への趣味的な利用を目的とした小規模な農地の貸付けについて、農地法等に関する特例を措置する。(第 1 条)

開設方式（特定農地貸付法施行令）
○ 特定農地貸付による方式 開設者と利用者との間で 10 年未満の農地の利用に関する権利を 5 年間以下で設定する。 ※ 開設者の農地取得方法 ・ 現に利用権を有する土地の活用（地方公共団体及び農地所有者による開設の場合） ・ 使用収益権の取得（農業協同組合、企業及び N P O 等）
特例（第 4 条）
特定農地貸付法により市民農園を開設する場合、次のような特例があります。 ○ 農地法の権利移動の許可等が不要 ○ 農業協同組合は、組合員の所有する農地にのみ特定農地貸付が可能。 ○ 開設者に対し、土地改良事業の参加資格が付与される。
設置する施設
特に要件はない。
開設手続（第 3 条）
開設者が特定農地貸付規定を添えて申請し、農業委員会の承認を受ける。 開設者が地方公共団体、農協以外の場合は、農地の適切な利用確保の方法等を内容とする貸付協定を市町村等と締結する。
相談窓口
市町村農業委員会、振興局農務課、道農政部農地調整課
手続きにかかる費用
無料

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (六次産業化法)

農林漁業者による加工・販売への支出等の「6次産業化」に関する施策及び地域の農林水産物の利用を促進する「地産地消等」に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目指す。

支援措置

- 農林漁業者等が総合化事業計画を作成し農林水産大臣の認定を受けると、支援措置を受けられます。
 - ・ 農業改良資金通法等の特例（償還期限及び据置期間の延長等）
 - ・ 農地法の特例（農地転用手続きの簡素化）
 - ・ 野菜生産出荷安定法の特例（リレー出荷支援） 等

相談窓口

北海道6次産業化サポートセンター、市町村、振興局農務課、道農政部食品政策課、北海道農政事務所

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターは、北海道から委託を受け、「北海道6次産業化サポートセンター」を開設しています。
サポートセンターでは、農林業業者の6次産業化を推進するため、道内農林漁業者等の皆様からのご相談に応じ、6次産業化に関する取組みや新商品開発・販路拡大等に関するアドバイス等を行うとともに、6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」の作成支援及びその認定後のフォローアップ等を行います。

都市計画法

都市の秩序ある発展を図るため適切な都市計画を確立し、計画的な都市形成を図る。(第1条)

規制の対象となる行為 (第29条)

- 1 主として建築物の建設又は特定工作物の建設のように与する目的で行う開発行為。(土地の区画性質の変更)
- 2 市街化調整区域内における建築物の新築、改築、用途変更

主な適用除外 (第29条)

- ・ 市街化区域内で行う1,000㎡未満の開発行為
- ・ 区域区分が定められていない都市計画区域で行う3,000㎡未満の開発行為
- ・ 都市計画区域外で行う10,000㎡未満の開発行為
- ・ 農林漁業のように供する政令で定める建築物の建築及び開発行為等(例:畜舎、温室、堆肥舎、農機具等収納施設)

許可手続（第30条）
<p>開発行為許可申請書等を作成する必要があります。開発行為の許可権者は、開発行為の内容や市町村によって、知事、各（総合）振興局長、市町村長のいずれかになります。</p> <p>ただし、グリーン・ツーリズムに必要な施設を市街化調整区域に建築しようとする場合、次の①～⑥の施設については、[北海道開発審査会]の審査が必要になります。</p>
<p>①農作業の体験施設（収穫体験農園ハウス等） ②教養文化施設（農産物加工体験所等） ③休養施設（展望所等） ④集会施設（集会場、研修所等） ⑤宿泊施設（農業体験民宿等） ⑥販売施設（農産物直売所、農家レストラン等）</p>
相談窓口
市町村、各（総合）振興局建設指導課、道建設部都市計画課
手続きにかかる費用
行為の内容によって異なります
手続きにかかる時間
行為の内容によって異なります
その他
<p>● 市街化調整区域内におけるグリーン・ツーリズム施設の取扱い</p> <p>市街化調整区域内で、グリーン・ツーリズムに必要な施設である建築物を目的とした開発行為または建築物の建築をしようとする場合、申請する建築物が都市計画法第34条第14号または政令第36条第1項第3号ホの規定に適合していなければなりません。</p> <p>なお、札幌市、旭川市については、市開発審査会で審査を行うこととなりますが、各市の開発審査会付議基準の中に、「グリーン・ツーリズムに必要な施設」が位置づけられていることが必要です。</p> <p>詳しくは、振興局建設指導課又は市町村の都市計画法担当課に確認してください。</p>

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（農村余暇法）

主として都市住民が余暇を利用して農山漁村に滞在し、農林漁業の体験その他農林漁業への理解を深める活動（グリーン・ツーリズム）を行うための受入条件を整備することにより、都市と農山漁村の交流の活発化や経済的効果を通じて農山漁村の活性化を推進するとともに、ゆとりある生活の実現を図る。（第1条）

対象地域（第3条）
<p>○ 農村滞在型余暇活動（グリーン・ツーリズム）の機能の整備を促進する措置の対象となる地域要件は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地等が当該地域内の土地の相当部分を占め、かつ、良好に保全されていること。 ・ 当該の地域において、農用地その他の農業資源と周囲の環境とが一体となって良好な農村の景観を形成していると認められること。 ・ 地域の自然的、経済的、社会的諸条件から見て、当該地域を含む農村地域の振興を図るため、農村滞在型余暇活動のための機能の整備を促進することが相当と認められること。 ・ 当該地域が、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

市町村計画（第5条）
○ 市町村は上記の地域を対象にして、道の基本方針に基づき、市町村計画を作成することができます。
関係する措置（第6条）
○ 協定 市町村計画の整備地区内の土地に関して、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するものは、市町村長の認定を受けることができます。
○ 市街化調整区域内における開発行為 市街化調整区域内でのグリーン・ツーリズム関連施設開設（開発行為）は、市町村計画に位置づけられていれば、都市計画法の許可を取れるようになる可能性があります。
○ その他 「北海道チャレンジパートナー特区」のグリーン・ツーリズム推進に係る特例措置を受けるためには、市町村計画を作成していることが必要になります。
相談窓口
市町村、道農政部農村設計課

建築基準法

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、建物の安全性、財産の保護を図る。（第1条）

規制の対象となる行為（第2条）
建築物を建築（新築・増築・改築・移転）したり、また、既存の建築物を大規模に模様替え、修繕、用途変更を行う場合
確認申請（第6条）
○ 建築確認申請、完了検査申請 建築または大規模に修繕、改装等を行う場合、建築主は工事に着手する前にその計画が建築に関する法令に適合するものであることについて、建築主事または指定確認検査機関の確認を受けるために、確認申請書を提出する。
○ 工事が完了したときには、完了した日から4日以内に建築主事に届くよう、完了検査申請書を提出する。
手続きの流れ（第6条）
○ 建築の用途、規模、構造及び地域によって確認を受ける行政庁が異なります。各振興局建設指導課にお問い合わせください。
① すべての建物（第6条1項1号～4号建物）の確認申請ができる市 札幌市、函館市、小樽市、釧路市、苫小牧市、室蘭市、旭川市、帯広市、北見市、江別市
② 木造等の規模の小さい建物の確認申請ができる市町 千歳市、岩見沢市、滝川市、稚内市、網走市、登別市、恵庭市、伊達市、砂川市、名寄市、深川市、紋別市、美唄市、留萌市、富良野市、士別市、石狩市、北広島市、白老町、音更町、中標津町、北杜市、当別町、芽室町、幕別町、余市町、美幌町、釧路町、厚岸町、芦別市、赤平市、三笠市、長沼町、根室市、標茶町、遠軽町、弟子屈町、上富良野町、七飯町、東神楽町
③ ①、②以外の市町村は北海道（道建設部建築指導課又は振興局建設指導課）に確認申請。

相談窓口
市町村、各振興局建設指導課、道建設部建築指導課
手続きにかかる費用
確認申請に際しては、確認申請 1 件につき、所定の手数料を納める。
手続きにかかる時間
旅館など建築物・大規模建築物は 3 5 日以内、その他は 7 日以内

消防法

火災を予防し、警戒し、及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害に因る被害を軽減し、もって、安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。(第 1 条)

規制の対象となる行為 (第 2 条)		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防火対象物の位置、構造、設備及び管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火を使用する設備の位置、構造及び管理等 (市町村条例の定め) ○ 防火対象物の位置、構造、設備及び管理について、火災予防上危険である場合、消防活動に支障となる場合の措置 ○ 危険物等の貯蔵の基準 (消防法による。少量危険物等の貯蔵の基準は市町村条例の定め) ○ 消防用設備等の設置・維持義務等 ○ 防火管理者等の選任等 ○ 防火物品の使用 		
許可等の手続き (第 7 条)		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防火対象物の設置者は、建築または大規模に修繕等を行う場合、確認申請書を建築主事等へ (確認等の際、消防庁または消防署長の同意が必要) ○ 消防署長への届出 		
主な設備の設置基準 (第 8 条)		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の規模 (面積、収容人員)、形態によって必要な消防用設備 (消火器、避難誘導灯、避難器具等) が異なりますので、必ず建築前に消防署に相談してください。 ○ 防火管理者の選任基準は消防法施行令第 1 条の 2 に規定されていますので、詳しくは消防署に相談してください。 		
(参考例)		
旅館・ホテル等	飲食店、物販販売店舗等	工場、作業場等
収容人員 30 人以上	左に同じ	収容人員 50 人以上
相談窓口		
消防署		

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康を保護すると共に生活環境を保全し、並びに被害者の保護を図る。(第1条)

規則の対象となる行為 (第2条)	
○ 特定施設の設置等の届出及び設置工事等の実施制限 [主な特定施設] ・ 旅館業用の厨房施設、入浴施設、飲食店などに設置される厨房施設 (規模要件以上) ・ し尿処理施設 (処理対象 500 人以下のし尿浄化槽を除く) ・ 畜産食料品製造業用の原料処理施設、洗浄施設、湯煮施設	
○ 排水基準等の遵守及び地下浸透の制限	
主な適用除外 (第2条)	
法の対象施設以外の施設	
届出手続 (第5条)	
知事または水質汚濁防止法施行令で定める市長 (札幌市長、函館市長、旭川市長) に届出	
相談窓口	
水質汚濁防止法施行令で定める市 (札幌市、函館市、旭川市) 振興局環境生活課	
手続きにかかる費用	
無料	

注) 特定施設の「旅館業」とは、旅館業法による営業の中で下宿営業を除いた、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業をいう。

動物の愛護及び管理に関する法律

動物の虐待の防止、動物の適正な取り扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。(第1条)

規制の対象となる行為 (第10条)	
動物とのふれあい施設など、次の行為を業として行う場合等には、動物取扱業の登録が必要です。	
販売	ペットの販売、養殖など
保管	ペットホテル、ペットシッター、乗馬クラブなど
展示	動物ふれあい業者 (体験農場等においてふれあい専用に動物を飼養するものを含む)、客寄せのための展示など
上記のほか、動物の訓練、貸出し競りあっせん、譲受飼養についても、登録が必要です。	
登録の基準 (第10条)	
○ 飼養施設等の構造や規模等に関する事項	
○ 飼養施設等の維持管理等に関する事項	
○ 動物の管理方法等に関する事項	
○ 全般的事項	
* 動物取扱責任者とは 専属の常勤職員のうち、業務を適正に営むために必要な知識や技術に関し、一定の資格要件	

を満たした者です。
届出手続（第 11 条）
事前相談→登録申請→現地調査→登録証交付 ◆ 知事（札幌市内の場合は札幌市長）に登録申請します。
相談窓口
各振興局保険環境部環境生活課（札幌市内の場合は、札幌市動物管理センター）
手続きにかかる費用
動物取扱業者登録申請手数料 14,200 円

注) 人に危害を加える恐れのある危険な動物（特定動物*）を飼う場合には、動物種・飼養施設ごとに許可が必要です。上記の相談窓口にお問い合わせ下さい

* 特定動物の種類

トラ、タカ、ワニ、マムシなど、哺乳類、鳥類、爬虫類の約 650 種が対象となります。

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律

酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図り、あわせて牛乳・乳製品及び牛肉の安定的な供給に資する。（第 1 条）

規制の対象となる行為（第 10 条）
酪農事業施設（飲用牛乳、バター、チーズ、れん乳、粉乳、クリーム及び脱脂乳の製造施設）の設置
主な適用除外
アイスクリーム、はっ酵乳などについては本法に規定されていませんが、生乳を使用する場合は関係法令との調整が必要ですので、本法に準じた届出書を開始の 1 ヶ月前までに提出してください。
承認手続
手続きを行うにあたって、必要な事項の説明がありますので、窓口にご相談してください。
相談窓口
振興局農務課、道農政部畜産振興課
手続きにかかる費用
無料
手続きにかかる時間
個別の条件により異なります。

「北海道チャレンジパートナー特区」のグリーン・ツーリズム推進に係る特例措置

農業体験民宿を核としたグリーン・ツーリズムのより一層の普及・促進を図るため、北海道の支援の一環として、農業体験民宿における飲食店営業の施設基準の弾力的な運用を「北海道チャレンジパートナー特区」の特例措置として適用することができます。

適用範囲（実施要綱第3）	
<p>「北海道チャレンジパートナー特区」の計画認定を受けた市町村に所在し、かつ、当該計画の中で当該特例措置の適用を希望すると位置付けられた農業体験民宿であって、次の事項に該当する施設とする。</p> <p>① 農業体験民宿の経営者が、当該施設において、食品衛生法第52条第1項に基づく飲食店営業を行う場合であること。</p> <p>② 食事の提供先は、当該農業体験民宿の宿泊者であること。</p> <p>③ 1回の食事の提供数は5食程度であること。</p> <p>④ 食事の調理は、当該農業体験民宿の経営者及びその同居家族のみで行うこと。</p>	
特例措置（実施要綱第4）	
（1）内容	
項目	特例措置
家庭用台所と営業施設との兼用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業施設を家庭用台所として兼用することを認める ○ 調理場と客席の間仕切りを不要とする
二槽シンクの設置義務の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提供数、食事の種類により一槽でも対応可能とする。
（2）指導事項	
<p>① 市町村等が開催する食品衛生講習会を受講すること（年1回以上）</p> <p>② 衛生管理等に係る記録（原材料、提供品目、提供数、保存温度等）を作成し、保存すること</p> <p>③ 食品衛生法や食品衛生法施行条例など関係法令等を遵守するとともに、道や市町村の指導等にしがうこと</p>	
許可手続（実施要綱第5）	
<p>① 市町村に相談し、当該計画に位置づけ。</p> <p>② 特例措置の適用を受けることを希望する農業体験民宿の経営者は、市町村が発行する証明書を添付して、所管保健所に飲食店の営業許可を申請。</p>	
相談窓口	
市町村、道総合政策部地域政策課	

活用可能な融資制度の一覧

融資制度については、日本政策金融高校資金、農業近代化資金など農業関係のほか、商工関係など様々な制度があり、それぞれの資金ごとに要件や利率が異なります。詳しい内容は、相談窓口にお問い合わせください。

融資名		汚水処理	飲用水	施設 宿泊研修	加工施設 農畜産物	直売所 農畜産物	体験農園	相談窓口
農業近代化資金		○	○	○	○	○	○	振興局農務課 道農政部農業経営課
日本政策金融公庫資金	農林水産事業	農業経営基盤強化資金	○	○	○	○	○	振興局農務課 道農政部農業経営課
	農業改良資金				○	○		農業改良普及センター 振興局農務課 道農政部農業経営課
	経営体育成強化資金	○	○	○	○	○	○	振興局農務課 道農政部農業経営課
	振興山村・過疎地域経営改善資金	○	○	○	○	○	○	振興局農務課 道農政部農業経営課
	農林漁業施設資金	○	○	○	○	○	○	振興局農務課 道農政部農業経営課
	中山間地域活性化資金	○	○	○	○	○	○	振興局農務課 道農政部農業経営課
	生活衛生	一般貸付（設備資金）	【融資対象】宿泊施設、飲食店営業施設					

※ 付帯施設のための融資は対象とならない場合があります。

融資名	融資対象	相談窓口
中小企業総合振興資金	ライフステージ対応資金 ステップアップ貸付（観光・企業立地）	振興局商工労働観光課 小樽商工労働事務所 道経済部中小企業課
	ライフステージ対応資金（創業貸付）	事業資金

詳しくは、各窓口へご相談を！